

○経済産業省告示第百五十四号

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条第一項第一号ハの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百九十号（輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年五月二十三日

経済産業大臣 林 幹雄

本則の表の1212・21-2の項中「あまのり属」を「まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ属、あまのり属又はべにたさ属」に改め、同表の1212・21-3の項中「あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属」を「ひとえぐさ属、あおさ属（たれつあおのり、ひらあおのり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり、みなみあおのり又はすじあおのりに限る。））、ごへいこんぶ属又はこんぶ属（あつばすじこんぶを除く。）」に改め、同表の2106・90-2-(2)-Eの項中「あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属」を「ひとえぐさ属、あおさ属（たれつあおのり、ひらあおのり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり、みなみあおのり又はすじあおのりに限る。））、ごへいこんぶ属、こんぶ属（あつばすじこんぶを除く。））、まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ

属、あまのり属又はべにたさ属」を定める。

新旧対照表

○輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物（平成十二年通商産業省告示第七百九十号）  
（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は、次に掲げるものとする。

輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は、次に掲げるものとする。

関税率表の番号等	品目
(略)	(略)
1212・21-2	<u>まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ属、あまのり属又はベニたさ属の食用の海草及びこれを交えた食用の海草</u> （関税率表第1212・21号の1に掲げるものを除く。）
1212・21-3	その他の食用の海草（ <u>ひとえぐさ属、あおさ属（たれつあおのり、ひらあおのり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり、みなみあおのり又はすじあおのりに限る。）</u> 、 <u>ごへいこんぶ属又はこんぶ属（あつばすじこんぶを除く。）</u> のものに限る。）
2106・90-2-(2)-E	海草の調製食料品（ <u>ひとえぐさ属、あおさ属（たれつあおのり、ひらあおのり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うす</u>

関税率表の番号等	品目
(略)	(略)
1212・21-2	<u>あまのり属の食用の海草及びこれを交えた食用の海草</u> （関税率表第1212・21号の1に掲げるものを除く。）
1212・21-3	その他の食用の海草（ <u>あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属</u> のものに限る。）
2106・90-2-(2)-E	海草の調製食料品（ <u>あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属</u> のものに限る。）

ばあおのり、みなみあおのり又はすじあ  
おのりに限る。)、ごへいこんぶ属、こ  
んぶ属 (あつばすじこんぶを除く。)、  
まくれあまのり属、あかねぐものり属、  
ポルフィラ属、あまのり属又はべにたさ  
属のものに限る。)